

建設業者等の指名停止について

令和8年3月16日
土木部 監理課

1 指名停止措置業者

- | | | |
|-------------------------------------|--------|------------------|
| (1) 日本交通技術株式会社 | 入札整理番号 | 50-1840 |
| | 主たる営業所 | 東京都台東区上野 7-11-1 |
| (2) 大日コンサルタント株式会社 | 入札整理番号 | 50-1021 |
| | 主たる営業所 | 岐阜県岐阜市藪田南 3-1-21 |
| (3) 株式会社トーニチコンサルタント | 入札整理番号 | 50-1390 |
| | 主たる営業所 | 東京都渋谷区本町 1-13-3 |
| (4) 上記(1)、(2)又は(3)の者が構成員となっている共同企業体 | | |

2 指名停止期間

- 上記1(1) 令和8年3月16日から令和9年1月15日まで
上記1(2)～(3) 令和8年3月16日から令和8年8月15日まで

3 指名停止の理由

日本交通技術株式会社、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントが、令和7年12月19日、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行っていたとされたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第4号）に該当するため。